

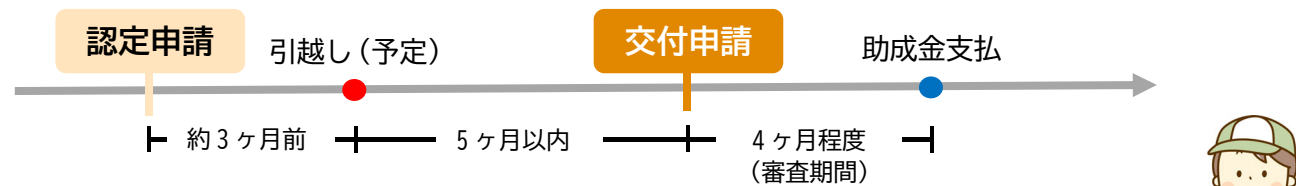
■ 居住環境の向上の考え方 ■

居住環境が向上するとは、新たにセーフティネット住宅に住替えを行うことで、**居住面積が広がる又は家賃負担率が低くなる**ことをいいます。

セーフティネット住宅に住替えた場合に、どの居住環境区分（要支援世帯・支援世帯）に該当するかを再度判定し、**居住環境が向上**することが必要です。

	政令月収	居住面積	家賃負担率	区分判定
住替え前	□12.3万円以下 □12.3万円超え 15.8万円以下	□最低居住面積未滿 □最低居住面積以上	□高家賃負担率未滿 □高家賃負担率以上	
住替え後	□12.3万円以下 □12.3万円超え 15.8万円以下	□最低居住面積未滿 □最低居住面積以上	□高家賃負担率未滿 □高家賃負担率以上	

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



交付申請 助成金の申請をされる方

- 申請期限：引越し日から**5ヶ月**以内
 ※5か月以内でも、**令和4年2月28日**を過ぎると申請できません。
 ○ すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。
 ○ 交付申請から助成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

- 申請期限：引越し予定日の**3ヶ月～1カ月前**
 ※申請は、**令和4年2月28日**までに引越し・交付申請が可能の方に限ります。
 ※既に転居先が決まっている方は、**交付申請**によりご申請ください。

■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口又は郵送で受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00／13:00～17:00） FAX：092-733-5589

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sn_sumikaeshien.html

福岡市 セーフティネット住宅 検索 クリック!

【令和3年度】

<セーフティネット住宅入居支援事業>

【概要版】

!! 住宅確保要配慮者の住替えを支援 !!

居住環境が向上するセーフティネット住宅への住替えを支援するため、住替えが必要な住宅確保要配慮者に対して、礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

<セーフティネット住宅住替え助成金>

セーフティネット住宅
へ住替えの方

最大

10万円

助成対象経費
合計額の
1/2

住宅確保要配慮者って？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます。



高齢者

障がい者

子育て世帯



外国人

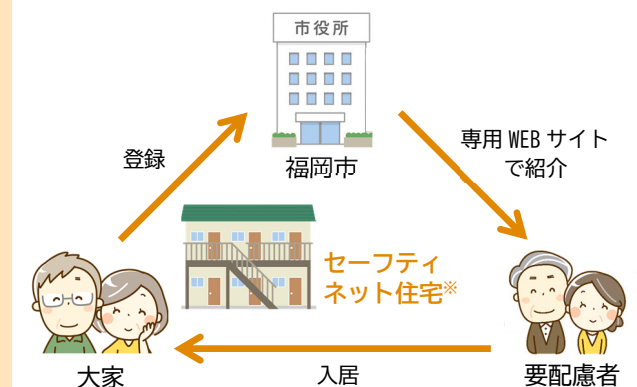
低額所得者

その他…

被災者、DV被害者、LGBT、新婚世帯 など

セーフティネット住宅って？

住宅の確保にお困りの住宅確保要配慮者が入居しやすい（入居を拒まれない）民間賃貸住宅として、福岡市に登録された住宅をいいます。登録された住宅は専用WEBサイト上に公開され、だれでも閲覧することができます。



※福岡市では、一部のセーフティネット住宅に家賃補助等を実施しています。詳細は下記よりご参照ください。

セーフティネット住宅
をお探しの方

専用WEBサイト



補助付き（家賃補助等）
セーフティネット住宅
をお探しの方

福岡市HP



募集期間：令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

福岡市

■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件						
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市内に居住している又は勤務※していること ※勤務：4カ月以上継続して雇用され、かつ、1週間の勤務時間が30時間以上						
<input type="checkbox"/>	○ 2人以上の世帯（親族に限る）であること ※下記の世帯は単身世帯でも可 <table border="1"> <tr><td>高齢者（60歳以上）</td></tr> <tr><td>障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）</td></tr> <tr><td>海外からの引揚者</td></tr> <tr><td>ハンセン病療養所入所者等</td></tr> <tr><td>犯罪・DV被害者</td></tr> <tr><td>被災者</td></tr> </table>	高齢者（60歳以上）	障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等	犯罪・DV被害者	被災者
高齢者（60歳以上）							
障がい者 （身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方）							
海外からの引揚者							
ハンセン病療養所入所者等							
犯罪・DV被害者							
被災者							
<input type="checkbox"/>	○ 市営住宅又は持家に居住していないこと ※市営住宅の名義人ではない、同居しようとする親族を含め、市内外に持家がない						
<input type="checkbox"/>	○ 要支援世帯(1)～(4)又は支援世帯(A)(B)であること（詳細は2ページを参照） ※要支援世帯(4)、支援世帯(A)(B)の場合は、犯罪・DV被害者又は立ち退き要求を受けている世帯（ひとり親世帯、子育て世帯（未就学）若しくは多子世帯）に限る						
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護を受給していない世帯であること						
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市内のセーフティネット住宅に住替えることで、居住環境が向上すること（詳細は3ページを参照） ※要支援世帯(1)(2)の場合、支援世帯(A)になる 要支援世帯(3)(4)の場合、支援世帯(B)になる 支援世帯(A)(B)の場合、支援世帯(A)(B)を維持する						
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと						
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと						
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）						
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること						

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払う経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×転居前後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

注意：① 家主から立退料が支払われている。
② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている
⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

■ 要支援世帯・支援世帯の考え方 ■

- ①政令月収、②居住面積（住宅の広さ）及び③家賃負担率の3つの項目により判定する住宅困窮度により、要支援世帯及び支援世帯を以下のとおり位置付けています。
- ①政令月収、②居住面積及び③家賃負担率を算出後、④区分判定（どの区分に該当するか）します。

① 政令月収<123,000円以下の世帯>

③ 家賃負担率		② 居住面積		最低居住面積水準	
		未満	以上	未満	以上
高家賃負担率	未満	要支援世帯(1)		支援世帯(A)	
	以上	要支援世帯(1)		要支援世帯(2)	

① 政令月収<123,001円以上158,000円以下の世帯>

③ 家賃負担率		② 居住面積		最低居住面積水準	
		未満	以上	未満	以上
高家賃負担率	未満	要支援世帯(3)		支援世帯(B)	
	以上	要支援世帯(3)		要支援世帯(4)	

① 政令月収の算出	<p><政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12></p> <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額は、目安としてご参考ください。（世帯構成によっては、当てはまらない場合があります。） ※令和2年の所得が確定するまでは、令和元年（平成31年）の所得を確認します。（市役所への申請日を基準として、所得確認する年を分けます。）</p> <p>【令和2年の所得確認 ⇒ 給与所得のみの方…5/19以降、それ以外の方…6/11以降】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td> <td>A：1,576,000円 B：1,996,000円</td> <td>A：1,956,000円 B：2,376,000円</td> <td>A：2,336,000円 B：2,756,000円</td> <td>A：2,716,000円 B：3,136,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ A：政令月収123,000円以下となる目安、B：政令月収158,000円以下となる目安</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	総所得金額	A：1,576,000円 B：1,996,000円	A：1,956,000円 B：2,376,000円	A：2,336,000円 B：2,756,000円	A：2,716,000円 B：3,136,000円	
	世帯人数	1人	2人	3人	4人							
総所得金額	A：1,576,000円 B：1,996,000円	A：1,956,000円 B：2,376,000円	A：2,336,000円 B：2,756,000円	A：2,716,000円 B：3,136,000円								
<p><現在居住している住宅の面積が、最低居住面積（下表に記載の面積）以上か未満かを確認></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>25㎡以上</td> <td>30㎡以上</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>イ. 妊娠中の者は2人とする。</p> <p>ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人…10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える場合…(10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。 オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	住戸専用面積	25㎡以上	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人							
住戸専用面積	25㎡以上	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上							
③ 家賃負担率の確認	<p><家賃負担率（年間家賃/世帯収入）が高家賃負担率(36.7%)以上か未満かを確認></p> <p>〈家賃負担率の確認手順〉</p> <p>ア. 世帯収入を確認（所得証明書等の「給与収入」） イ. 年間の家賃総額を確認（R2年1月～R2年12月までに支払った総額） ウ. 家賃総額（イで確認）を世帯収入（アで確認）で除した値が家賃負担率 エ. 家賃負担率（ウで算出）と高家賃負担率（36.7%）を比較</p>											